

参考資料

# ハツ場ダムの必要性について

平成21年10月

茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都

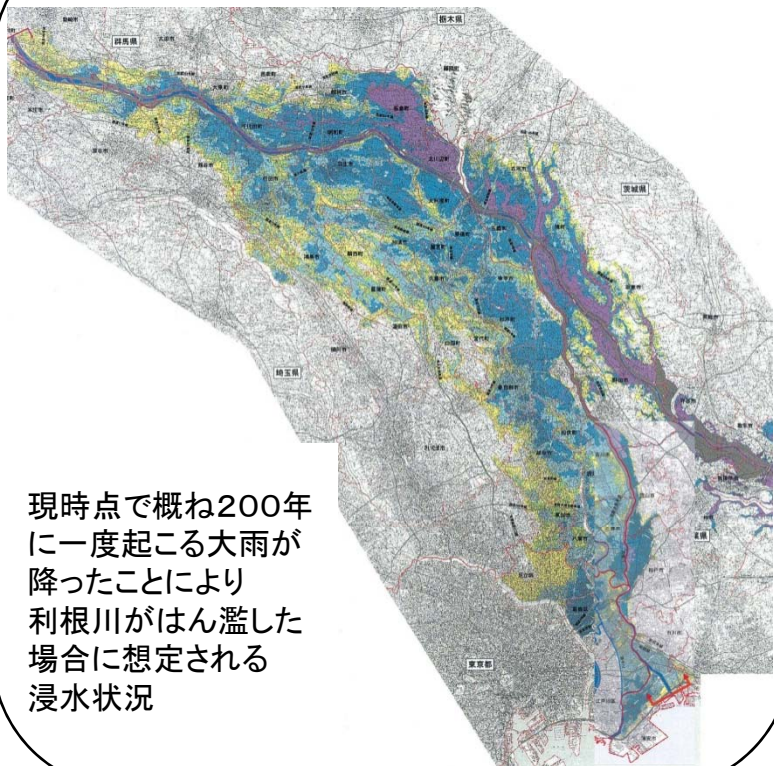
# 利根川沿川の洪水に対するリスク(1)

## 利根川の浸水被害想定

○現時点でカスリーン台風による洪水と同規模の洪水が発生した場合、利根川は至るところで破堤の恐れ

○カスリーン台風時と同じ箇所で破堤するとその被害は甚大 (想定被害額 最大約34兆円)

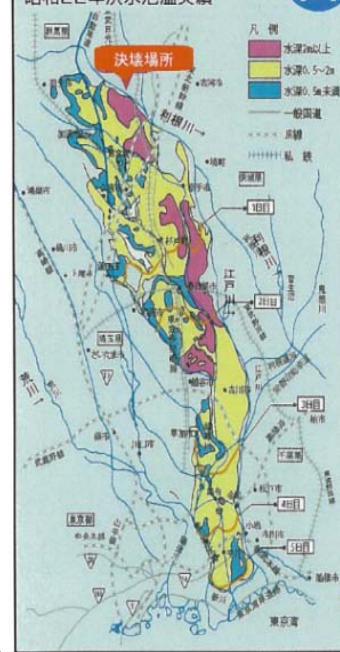
利根川流域浸水想定区域図



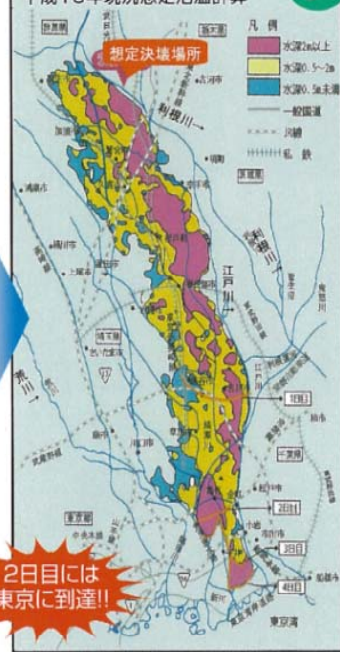
利根川堤防の決壊による被害想定

※決壊場所:利根川東村(現大利根町)

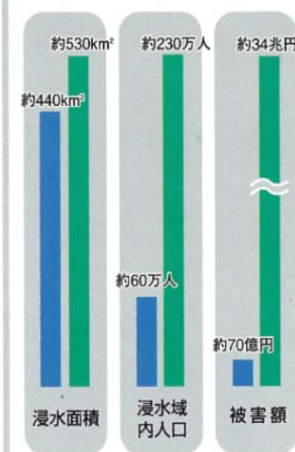
昭和22年洪水氾濫実績



平成16年現況想定氾濫計算



被害想定

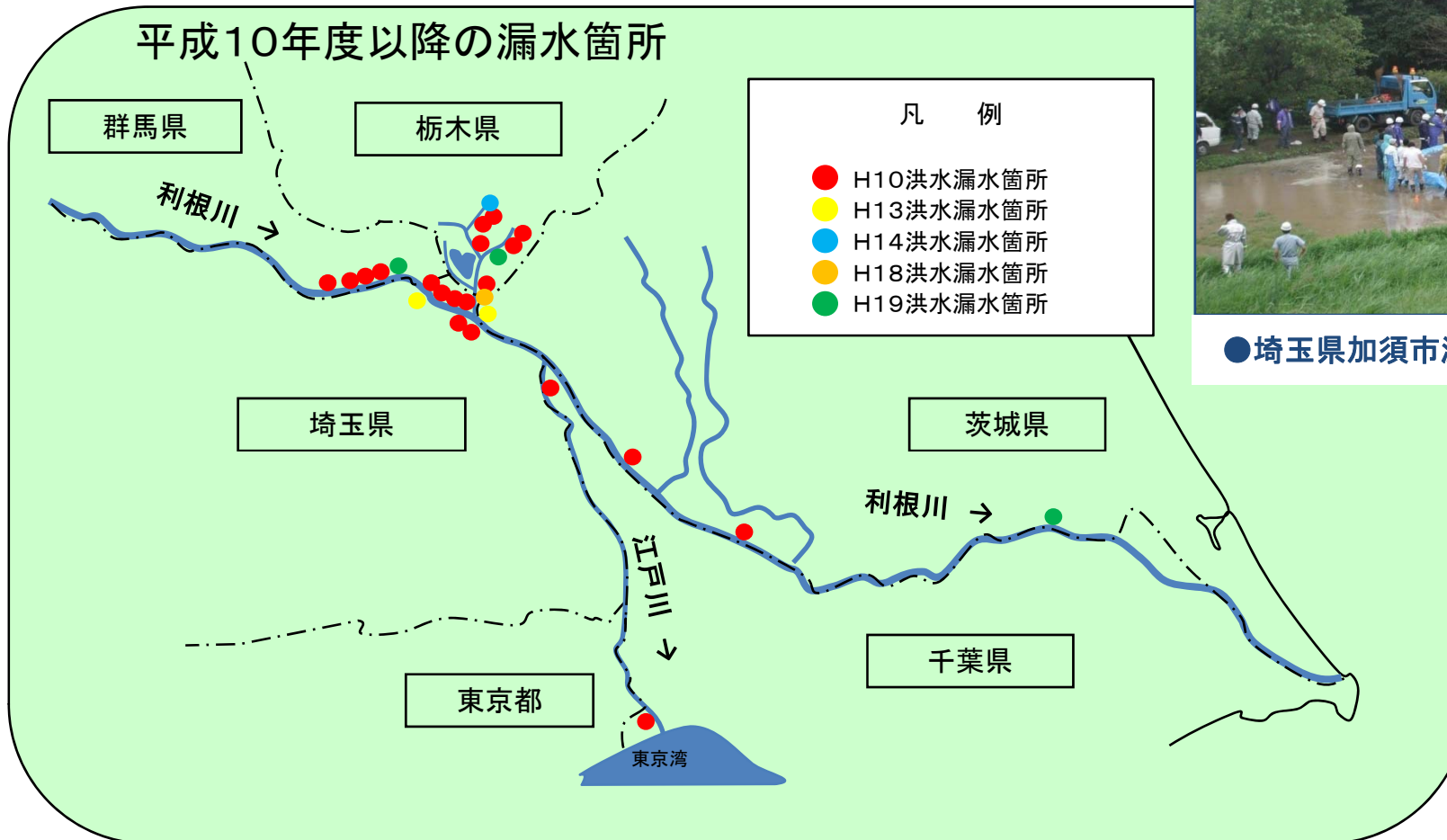


■ 昭和22年氾濫実績  
■ 平成16年現況想定氾濫計算

# 利根川沿川の洪水に対するリスク(2)

## 利根川の堤防の漏水

○平成10年以降の洪水でも多くの箇所でも漏水が発生



●埼玉県加須市漏水状況(H13台風15号)

# 利根川沿川の洪水に対するリスク(3)

## 利根川の破堤の恐れ

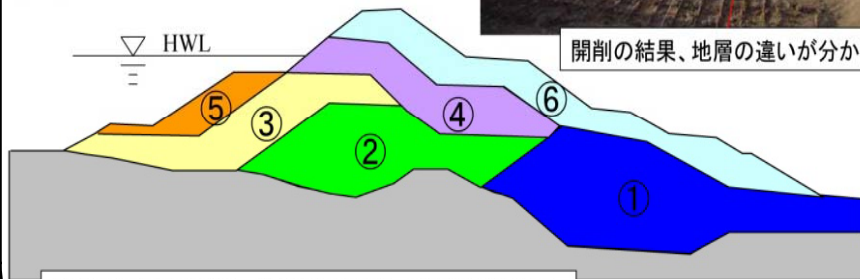
- 利根川の堤防は過去から嵩上げを繰り返している。  
その内部の状況は必ずしも明らかになっておらず100%信頼に足る構造物ではない。

### 利根川堤防断面の変遷

- ① 旧堤
- ② 明治改修計画(M33年)
- ③ 増補計画(S14年)
- ④ 改修改訂計画(S24年)
- ⑤ 新改修改訂計画(S55年)
- ⑥ 平成年代施工



開削の結果、地層の違いが分かる

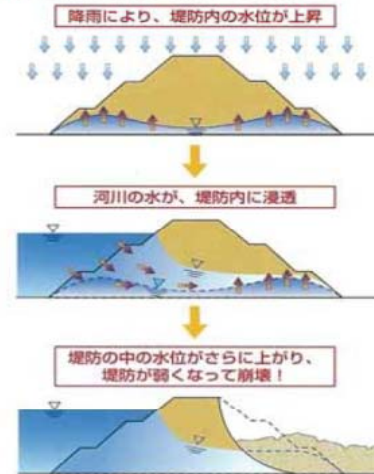


度重なる改修の結果、複雑な地層となっている現況堤防

### 浸透による破堤のメカニズム

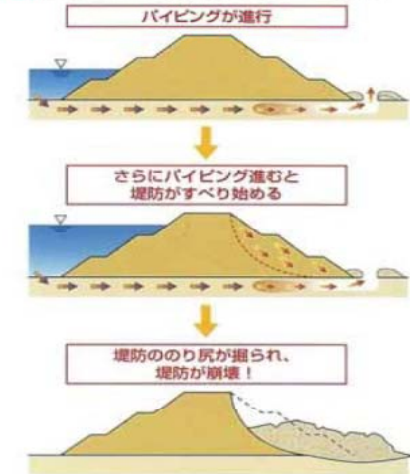
#### 堤体

##### ■浸透破壊のイメージ図



#### 基礎地盤

##### ■パイピング破壊のイメージ図



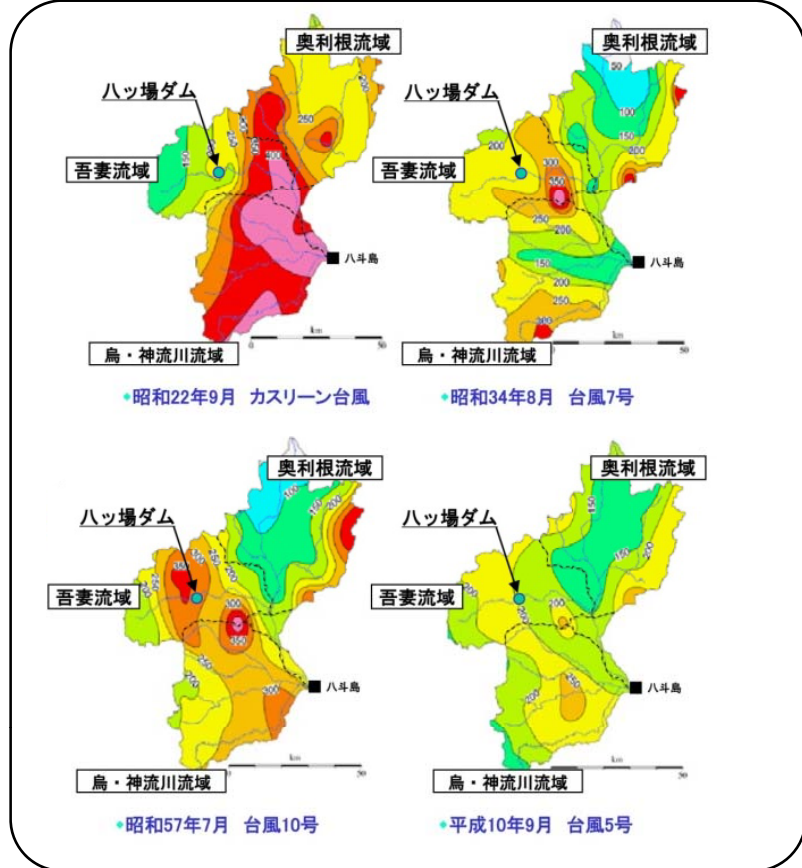
パイピング：堤内側に濡れが生じて土砂が流出

河川水位が高い状態が長時間続くと、堤防内の水位も上昇し、堤防の中及び基礎地盤に水の通り道が形成される。この水の通り道が、徐々に拡大すると水とともに堤防の土が流れ出し、堤防が崩れることになる。

# ハツ場ダムは利根川の治水に必要不可欠

## ハツ場ダムの必要性

○ 利根川に大洪水をもたらす雨の降り方は様々



○ 様々な降雨パターンによる下流の洪水流量を小さくするためには、上流のダム等をバランスよく配置することが必要

ハツ場ダムは吾妻川流域に設置される初めての洪水調節施設

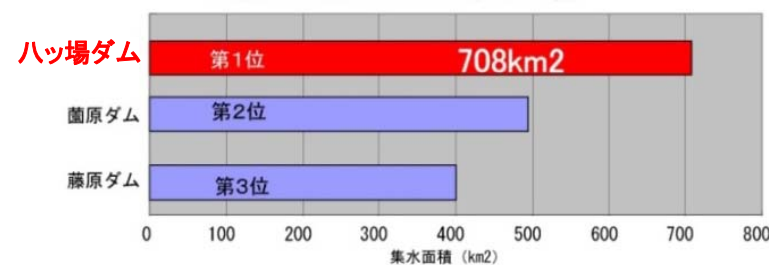
吾妻川流域には洪水調節施設がない



洪水調節施設の配置上非常に重要

## ハツ場ダムの有効性

利根川上流のダムの集水面積



○ 既設ダムと比較しても最大の集水面積

利根川上流のダムの治水容量



○ 既設ダムと比較しても最大の洪水調節容量

ダムに流入する洪水流量が大きい

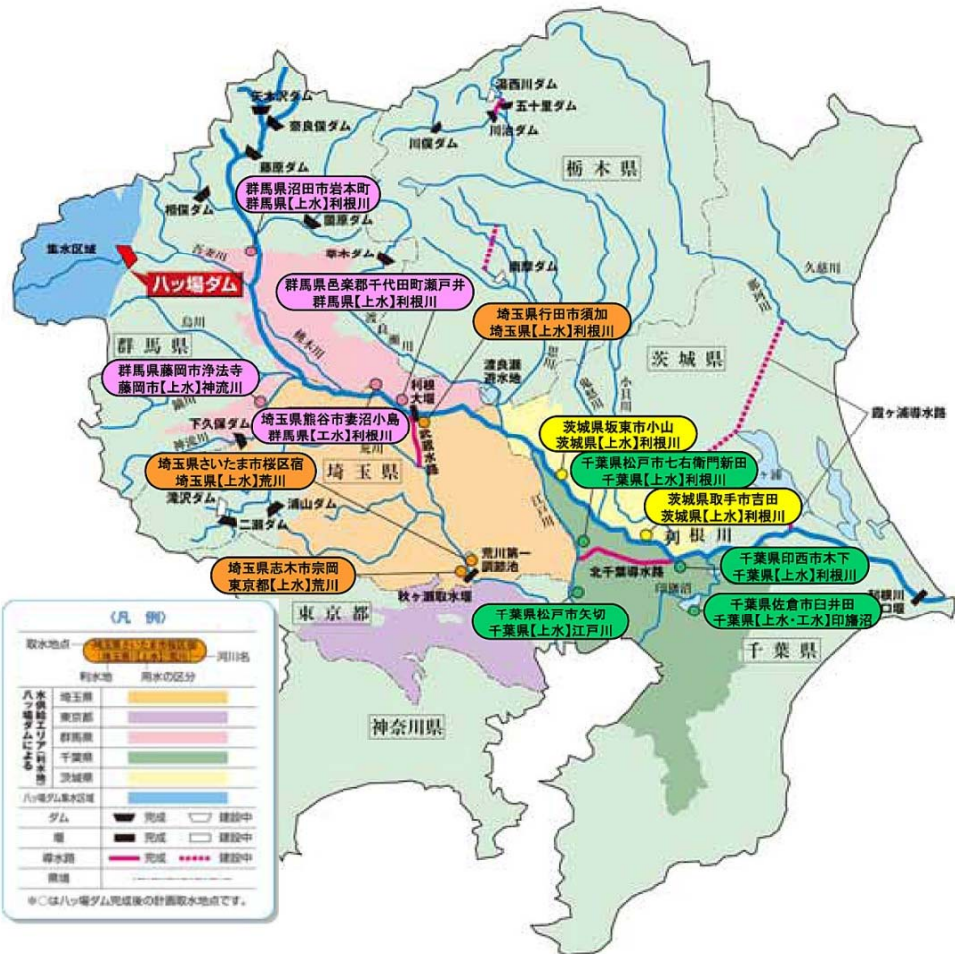
ダムに大量の洪水を貯留可能

洪水調節機能が高い

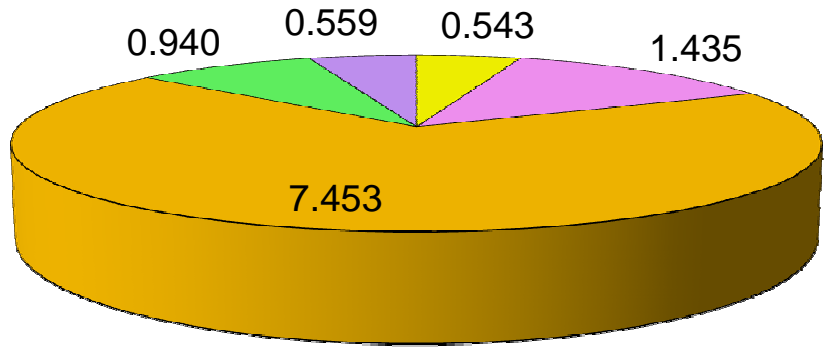
# ハッ場ダムは首都圏の利水上必要不可欠(1)

## ハッ場ダムに期待する下流都県

- ハッ場ダムは、フルプランに位置付けられ現在建設中の水資源開発施設のうち、利根川上流域で唯一の貯水施設。
- ハッ場ダムを水源として予定している給水区域は、首都圏の広範囲にわたる。



1都4県では、ハッ場ダム開発水量22.209m<sup>3</sup>/sのうち、水需要にこたえるため、既に、10.930m<sup>3</sup>/sを暫定水利権として取得し給水。(平成21年4月現在)



■茨城県 ■群馬県 ■埼玉県 ■千葉県 ■東京都

# ハツ場ダムは首都圏の利水上必要不可欠(2)

## 水の安定供給は行政の務め

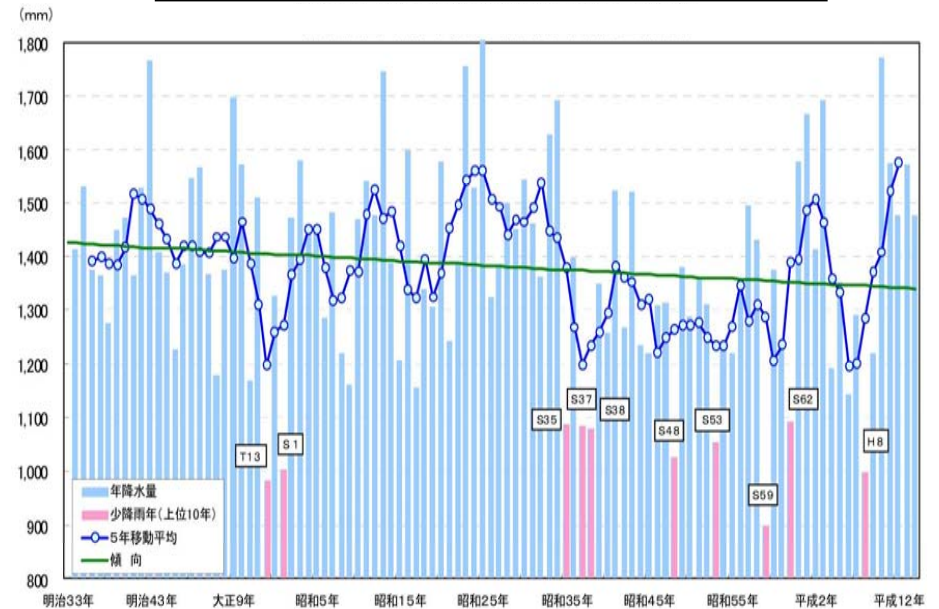
○ハツ場ダムが建設される利根川水系では、平成以降でも渇水により、6回の取水制限が実施され、都県民の生活に影響。

○利根川上流域の年降水量は、近年では少雨の年が多く、降雨総量の年平均値が減少傾向。

利根川水系における渇水による取水制限の状況

年	取水制限率 (最大値)	備考
平成2年	20%	夏渇水
平成6年	30%	夏渇水
平成8年	10%	冬渇水
	30%	夏渇水
平成9年	10%	冬渇水
平成13年	10% <b>暫定水利権は20%</b>	夏渇水

年降水量の経年変化(利根川栗橋上流域)



# ハッ場ダム公金支出差止請求住民訴訟事件

## 利水

### ○長期的な予測の妥当性

・長期的な供給区域内の水道需要及び供給能力を合理的に予測し、その後生じた短期的な事情からのみその判断を変更することは原則として想定されていない。(東京・前橋地裁)

・当初想定していなかった需要の増加や水資源の不足が起こることもあり得るのであり、ある程度の余裕を持って水源確保を行い、そのための支出をすることもその裁量の範囲内の行為として許されるべき。事業変更に対して同意するという判断において、長期的な給水区域内の水需要及び供給能力を予測して慎重に再検証をすべきであり5年程度の期間をかけて再検証を行うことは当然に許容されるべき。(水戸地裁)

### ○その他の判断

・都は日本の首都であり、ひとたび渇水が生じれば社会的に大きな混乱が生じることは想像に難しくなく、安定供給確保に重きを置いた手法を採用することはむしろ合理的。(東京地裁)

・ハッ場ダムを除いた水源のみによっては現在必要とされている水量を安定的に供給することは困難。(前橋地裁)

・将来つくばエクスプレス関連等の新たな開発による人口増加や新たな企業立地等による需要の増加が生じる可能性もあることからすれば、(需要想定が)明らかに不合理であるとはいえない。(水戸地裁)

## 治水効果

・利根川上流部の過去の降雨パターンを見ても降雨パターンには様々なものがあるのは明らか。仮に、カスリーン台風が再来し同一の降雨分布が見られる場合において、ハッ場ダムの治水効果がゼロであったとしても、直ちにハッ場ダムが不要であるということにはならない。(3地裁)

・昭和34年9月洪水では、ハッ場ダムの治水効果は毎秒1369m<sup>3</sup>であり、効果が乏しいとは言えない。(3地裁)

## 判決

・東京地裁 平成21年5月11日(月) 被告(東京都)勝訴の判決

・前橋地裁 平成21年6月26日(金) 被告(群馬県)勝訴の判決

・水戸地裁 平成21年6月30日(火) 被告(茨城県)勝訴の判決



# 生活再建事業である水源地域整備計画は、内閣総理大臣が決定



7 国水対第 1 4 5 号  
平成 7 年 1 1 月 2 8 日

群馬県知事 殿

内閣総理大臣 村山 富市



利根川水系吾妻川八ツ場ダムに係る水源地域整備計画の送付について

水源地域対策特別措置法第 4 条第 3 項の規定に基づき、標記計画を別添のとおり決定したので、同条第 4 項の規定により送付する。